

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課生活営業係
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	クリーニング所の使用前検査
②	法令名	クリーニング業法
③	法令番号	昭和25年法律第207号
④	根拠条項	第5条の2
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:保健所長)
⑥	法令の定め	(クリーニング所の使用) 第五条の二 営業者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第三条第二項又は第三項の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。
⑦	審査基準	クリーニング業法第3条第2項及び第3項、第4条、第5条第1項、第5条の2 クリーニング業法施行規則第1条、第1条の3、第2条 クリーニング業法に基づく公衆衛生上必要な措置に関する条例 クリーニング業法施行細則第2条、第3条
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 10日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	10日
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
⑬	備考	